

内 容 摘 條

東京都制創立事実

後藤新平伯傳記編纂會

都市ト異ラナケレバナラヌカ、特別制度ヲ立テル根本ヲ
趣旨ヲ河所ニ置クカト云フコトニ到リテハ餘程相違ガ
アルヤウニ思フ此ノ点ニ於テ從來ノ弊ハ大要四ツノ趣

旨ニ分レルト思フ第ハ大都市殊ニ東京市ノ如キニ於テ
輦轂繁ノ下デハナリ國家トノ關係が極メテ密接デアル
カラ國家トノ行政、關係が他ノ小都市ニ於ケルヨリモ一層
密接デナケレハナラヌトイフノガ一ツノ考デアル、第ニテ考
ハ東京市ノ如キ大都市ニ於テハ中間ニ府ト云フヤウナ階
級ヲ介在セシムルト云フコトハ後ニ事務ノ繁雜、運
帶ヲ來シテ不便ニシテ實益が無イ、故ニ之ヲ簡易
ニスル必要ガアルト云フコトデアル、第三ノ考ハ自治体
階級ノ我國ニ於テ御守知ノ通ニ三階級ノ處モアレ
ハニ階級即チ縣ト市ミナツテ居ル處モハ故ニ大都市ニ
於テハ更ニ階級ヲ少クシテ、縣モ市モナク之ヲ合キテ一ツ

大都市殊ニ東京市ニ關スル特別制度ノ問題、關スル沿革ハ
今更新ニ申スマテモナイコトデアリマスか從未ニ於ケル
各種ノ安ホヲ通臨見シテ見レト何レモ大都市殊ニ東
京市、如キ大都市ニ對シテ普通ノ市ト同じ制度
ヲ適用スルコトハ甚メ實際ニ適シナイカラ何等か
特別ノ制度ガナケレバナラムト云フ点ニ於テ總テ一致
致シテ居ル、然シ乍ラ如何ナル点ニ於テ大都市ハ他ノ小
都市ト異ラナケレハナラヌカ、特別制度ヲ立テル根本ノ
趣旨ヲ何所ニ置クカト云フコトニ到リテハ餘程相違ガ
アルヤウ、思フ此ノ点ミ粒々從來ノ案ハ大要四ツノ趣

旨ニ分レルト思フ第ハ大都市殊ニ東京市、如キニ於テ
輦轂轂ノ下デハアリ國家トノ關係が極メテ密接デアリ
カラ國家トノ行政、關係が他ノ小都市ニ於ケルヨリモ一層
密接デナケレハナラヌトイフノガ一ツノ考デアル、第ニ考
ハ東京市、如キ大都市ニ於テノ中間ニ府ト云フヤウナ階
級ヲ介在セムルト云フコトハ後ニ事務ノ繁雜、運
漕ヲ來シテ不便ニシテ實益が無イ、故ニ之ヲ簡易
スル必要ガアルト云フコトデアル、第三ニ考ハ自治体
階級、我國ニ於テ御府知ノ通ニ三階級ノ憂モアレ
ハ二階級即チ縣ト市ミナツテ居ル、爰モニ故ニ大都市ニ
於テハ更ニ階級ヲ少クシテ、縣モ市モナク之ヲ合せ一ツ

モノニレタ方ガ宜シトイフテ主トシテ事業ノ方カラ著
眼シテ事業ヲ縣ト市トニノ自治体ニ分ケテ經營シテ
行クノハ大都市ニアツテハ適セ又カラトアツテ自治体
ノ事業ノ整理統一ト云フコトヲ眼目トシテ制度ヲ立て
ヤウト云フノデアル第四考ハ大都市ニ於テ如何ニエ
膨大ナルモノデアルカラ普通ノ小都市ノ如クニ軍紀立簡
單ナル組織テハ自治ノ趣旨ヲ徹底スルコトガ難カシ、
又事業ノ成績ヲ擧ゲルコトモ難カシ、ソレ故ニ斯ノ如
キ大都市ニ於テハ特別ノ組織ヲ立てシヨ細ニ分ケテ、何
莫カノ機関ヲ設ケテアルノ必要ガアリハセヌカト云フヤ
ウナコトデアル、市制施行後引續イテ出マシタ特別市

制志モノハ主トシテ第一趣旨ニ基ツイテ古レ、即キ東
京、京都、大阪ト云フヤウナ大都市ハ國家ニ對スル關係
係が極メテ密接テアルカラ之ニ對スル國家ノ干涉ノ
程度、於テツマリ國家トノ關係ヲ一層厚クシナケレバ
ナラヌト云フ趣旨ニ基ツイテ古ルノデアルト思フ、分論
其外ニハ府ト市トノ聯絡ヲ一層密接ニシテサウシテ
事務ノ簡便ヲ圖ルト云フコトモ加ハツテ古リマセウケレド
モ、主トシテ國家ノ自治体ニ對スル關係ヲ密接ニシヤ
ウト云フコトガ主眼デアツタラウト思フ、ソレデ已往ノ
制度ナドヲ參照シテ知事が同時ニ市長ノ職ヲ行フト云
フヤウナ制度ヲ執ツタノデアル、第四考ニ基ク大都

市が體り勝大ナモノデアルカラ自治、趣旨、徹底ヲ圖リ
又事務ノ進捗ヲ圖ルニハ之ヲ細ニ分ケル必要ナキヤトイ
フ点カラ出来タ案ハナイガ元老院^{ミツルイ}此ノ点於
テ議論ガ多カツタノデアル、而シテ此精神ハ後^{アフ}都
制案中、加ヘラレテ居ルヤウデアル近頃東京市
會^{カイ}編纂サレタ東京市制案ニモ此ノ趣旨が加
ハツテ居ル即ち此ノ案ハ區、権限ヲ強シテ、市ノ下ニ
區ト云フ區劃ヲ認ナルハカリテナク、其法人權ヲ今會
ヨリモ一層重シジテ之ヲ傳カセヤウト云フ意味が加ハツ
テ居ル、此ノ趣旨ハ東京市制案ニモ加ハツテ居ル、又
事務ノ簡便ヲ圖リ市ト國トノ間ニ府が介在スル為

生スル事務、臨済其他、故障ヲ除クが為ニ、主トレ
特別、制度ヲ立テルト云フ案ハ十四モ衆議院ヲ通
過シテ居ルが今西議會^{シキイ}提出サレルト傳ヘラレテ居ル
安未モ矣張リ之ヲ主眼トシテ居ルヤウデアル、然ルニ自治
体、事務ノ整理ト云フコトヲ主眼トシテ、大都市^{ミツル}於テハ
一階級ニシヤウトイフ趣旨ヲ甚^シシテ居ルノハ東京都
都制案トカ其他東京市ヲ府縣ノ區域ノ外ニ置
イテ獨立ノモノニシヤウト云フ案ノ骨子ニナシテ居ル、
尤モ東京都制案ニハ尙前、特別市制、趣旨が鐵
ラカ加ハツテ居ツテ、大都市ニ對シテハ國家トノ關係
係ラ一層密接ニシヤウト云フ趣旨モ兼ネテ居ル

ノテアリマシテ隨ニ市長ヲ官選ニスルト云フヤウ十規定
モ設ケラレタル以上、安事、對スル愚見ヲ述ベルトホ一案、
國ト都市ト、小、大、舊、密接ニシテ國ノ大都市、行
政ニ對スル干渉、程度ヲ強クシヤウト云フ、趣旨ノミ、
基ツイタ案ハ今日於テ到底行フコトノ出来ナ
案、ダト思フ、即ち明治二十二年、法律第十二號、特
別市制、對シテハ施行、初ク、非常ニ異論ガアツテ、
私共ハ陰ニ古ソ頻、維持スル論ヲヤツタモノデ今テモ
維持論、立タヌ譯デアリマセヌガ今日ノ世ノ中ニ於
テハ到底實行、出来ナイコトデアル、サレハ此趣旨、
基ツイタ特別制度、案ハ今日於テハ無論問題。

ナルマイト思フ、又元老院ニ於テ一時議論ノアツタ様、
東京ト云フノ大キナ市ハ素ヨリ更ニ大阪トカ京都トカ
云フヤウナ大キナ市ヲ織以カノ豆ニ分ケテ豆エーノ市テ、
アルが如キ制度ヲ立テルト云フ考モ到底行フコトが出来
未ヌコト、思フ、大都市ハ自ラノ團結ヲ成シテ居
ル、只法律上、於テ團結シテ居ルノミナラズ、事實上、
於テ團結シテ居ル、其事業モ其通ノモノガ多シ、故
ニ此趣旨ニ基ツイテ特別ノ制度ヲ立テルト云フコト
モ今日問題ニナラヌト思フ、此趣旨ヲ織ラカ
酌シテ、臣ノ自治ノ權能ヲ織ラカ強クシ、或ハ更ニ他ノ
組織ヲ考ヘルト云フコト丈々素ヨリ問題ニナルト思フ、

又事務ノ簡捷ヲ圖リ、敏活ニ行フ為メ其間ニ種々
錯雜ニタル手續ヲ要スルヤウナ弊ヲ除クト云フ趣
旨ニ基ツク案ハ數年間衆議院ニ於テ問題ニナリ
シノミナラス、今日デエ尚其考ニ基ツイテ改訂ヨシ
ヤウト云フ意見ガ一部ニ在ルトイフが勿論事務
ハ簡捷ヲ圖ルト云フコトハ大ニ考ヘナケレバナラス、又
事務ノ簡捷ヲ圖リ得ルナラバソレダケデモ利益ハ少
コトニハ相違ナイガ然レ大都市ノ特別ノ制度ヲ導
此ノ趣旨ニ基ツイテ立テルト云フコトニ剝ツテハ大
ニ謹究ヲ要スルト思フ、又斯ノ如キデアツテハ衆レテ
特別ノ制度トレテ何人モ認ムルコト一出来ルヤウナ一

理拠、理論上ノ根據ニ據ツタ案ニデアルトシテ、疑無
イデモナイ畢竟此ノ案ハ行政ノ組織ナリ自治体
ノ組織ナリニハ手ヲ著ケズレテ、只監督ノ階級
ヲ減ラサウト云フ案デアツテ見レハ普通一般ノ
行政ニ就テモ縣ト市ノ二階級トスルナラ指別事業ハ或ハ府
県ニ於テ經營シ或ハ市之於テ經營スルト云フヤウニシ
テ、只監督ノ階級ダケヲ一階級ニシヤウト云フハ
制度トシテハ果レテ理論上ノ根據が確ナモノデアラ
ウカ、トウカト云フコトハ餘程疑ガアル、例ヘ同シ
市制ノ中ニ規定レテアル事柄デモ國ノ行政、縣ノ

行政事、就テノ監督、如何ニスルカ、國ノ行政、就テハ
一府縣内ノコトハ、府縣知事、其責任ヲ擔ツテ
居ル、其下ニ於テ或ハ市長が、即チ國ノ行政ノ責任ハ
ハ町村長が、即チ國ノ行政ノ責任ハ
知事、其下ニ於テ居ル以上ハ、ドウシテモ、知事ニ監督權ヲ
持タス外ハ、ナイタラウ、府ノ行政、就テモ亦同様ノ理、
窟デハアルベイカ、是ハ更ニ層強、理由ヲ以テ知事
ガ監督ヲシナケレバ、ナラヌコトニナリハシナイカト思ス、
國ノ行政、府縣ノ行政ヲ給テハ、勅令ノ宣ムル所ニ依、
ツテ内務大臣が、知事ニ監督上ノ處分ヲサセルコトガ
出来ルト云フヤウナ案、モアルヤウデアルが是ハ主客
ノ轉ジタコトデアツテ、國ノ行政、府縣ノ行政、就テ
知事ニ責任ヲ負ハセテ居ル以上ハ、大体ニ於テ矣、張りテ、
知事が監督ノ權能ヲ持タケレバ、其職責ヲ全ウ、ウ
スルユトハ出来ナ仁道理、テハナカラウカ、或ル事柄ニ
就テ例外ヲ設ケテ、例外トシテ監督が出来ルトカ出来
ストカ云フコトハドウシテアラウカト思フ、之ヲ實體法規
微スルモ教育ノ關スル地方學事通則、小學校令
等ニ於テハ矣、張り今日ノ通り或ル所ニ於テハ三階級、
或ル所ニ於テハニ階級、即キ市ノアル所ハニ階級ノ行政
ノ組織ナリ又ハ自治團体ノ組織ナリラ甚トシテ規
定致シテ居ルノデアル、然ルニ單ノ監督ノコトノミ

ヲ一階級ニスルト云フコトハ東シテ理論ノ一貫ニタ問題デ
アルカ、大ニ疑ガアル、自治事務ノ方ニ到リマシテハ強イテ
其監督ヲ他ノ國ノ行政、府縣、行政或ハ實體法規ニ定
メテ居ル所ト裏ニシテ一階級ニスルト云フコトが絶對ニ
出来ヌコトデハナイカモ知レヌケレドニ理論上、根據ハ
甚々薄弱デハナイカ、既ニ三階級ノ制度ヲ採リ若
クハニ階級ノ制度ヲ採ツテ居ルト云フハドウ云フ趣
旨カト云フト、ソマリ其行政ヲ或ル一小區劃ニ於テ
先づ固メ、ソレカラ次ノ區劃ニ於テ固メ、更ニ上ノ區
劃ニ於テ之ヲ統一シテ行政ノ執行ヲ固ラウト云フ趣
旨デアル、斯様ノ制度ヲ採ツテ居リナガラ單リ自治

行政ニ於テノニ其階級ヲ裏ニシヤウト云フコトハドウ
云フ特別ノ理由ガアルテアラウカ、其特別ノ理由ト
言ヘハ只事務が複雜デアルトカ手數が面倒デアルト
ルト云フコトニナルカ知レマセヌガ、手數ガ面倒デアルト
云フノハ大都市ノミデナク三階級トスレバ手數が
面倒デアルト云フコトハ小都市ニ於テモ所村ニ於テモ
同ジデアルト言ハナケレバナラス、サウスルト手數が面
倒デアルト云フカリデナク小サナ市若クハ所村ニ於
テハサウ云フ必要ガアルカラ面倒デモ已ムヲ得ナイケレ
ドモ、大都市ニ於テハサウ云フ必要ガ無イト云フ理由デ
ナケレバナラス、然ラバ大都市ニ於テサウ云フ必要ガ無

イトガ論ヲ審量、行政組織が階級デナリ宜シ、三階級デナリ宜シ、一階
級、宜ネト云ヲ論ニチラナレバナヌ、行政、組織ハ三階級、モ、
宜シイ、ニ階級、モ、宜シイト言ヒナガラ、行政監督、
ダケガニ階級ニスル必要ハ無イト論ズル、特別理由
ヲ見出スコトハ、篤程困難、ナリカト思フ、蓋シ此所
ハ事情論が入ツテ居ルノデアル、ソレハ何カト云フト大都
市、於テハ市長タルモノハ立派ナ人デアル、國務大臣、經
歴ヲ有スル人ガ市長ニアルコトモアル、現ニ國務大臣タル以
上ノ人物が其長ニナツテ居ルト云フコトモアリマスか、是等事
情論デアル、國家ノ監督ト云フコトハ、國ガ市ヲ監
督スルト云フノ、デアツテ其市長急人物ヲ論スルノテ、
ナイ、監督サレルトシテ現在ノ國務大臣ヨリ立派ナ
市長ガアルトイフコトハ、事情論デ之ヲ以テ法律上、
根據トスルハサレ薄弱、ナカニカ、又手數、面倒
デアル錯雜、アルトイフガ、カノ、行政事務、於テ府知
事限リ、認可スルト云フコトハ既ニ一階級、アル
其ノ内務大臣、認可ヲ受ケナケレハ、ナラヌ場合、於テ知事
ヲ經由スル、内務大臣ガ錯雜、アルト云フニ遇キナイ、知事
ガ認可スルヲ、内務大臣ガ認可スルト云フコトニシテ
モ矢張リ認可ミ要スル事、數々掛ル、唯内務大臣、
ノ認可ヲ要スル時、知事ヲ經由スルコトハ如何モ、面
倒デアルト云フハ、アルケレドモ、直接内務大臣が監

皆スルト云フコトミナレハ矢張リ内務大臣が直接ニ或ル
機関ヲ使ツテ相當ノ謂也ハシナケレハナリ又、今日知事ヲ使
テ其謂ヘヨスル代リニ内務省ノ官吏ヲ使ツテスルナリ外
ノ方法ニ依ツテタルト云フコトニナルノデアルカラ其間ニ
ドレダケノ差違ガアルデアリマセウカ、或ハ之ニ依リテ
内務大臣トノ直接談判ヲ主張スルノカモ知レスか、ソウ
ナレハ竹間單テアルガ監督ノ事務ハ必ずシエサウハ行カヌ
監督事務ハツマリ内務省、役人ト市役所、役人ト
支拂ヲシテ事が決マルト云フ譯テアリマシテ大臣ト市
長トノ直接關係ト云フ譯テハナイノデアルカラ、此
ノ様ニ考ヘテ見ルト所謂手數ガ煩雜デアルト云フコト

モ考方ニ依ツテ累シテドレダケン達ガアルテアラウカト云
フ疑モ生ズルノデアル、一体事務が煩雜デアルトカ或ハ錯
綜シテ困ルト云フコトハ監督ノ階級ト云フコトヨリ外ニ
在ル、デハナイカト思フ、其一例ヲ申セハ例ヘシ府縣テモ
市テモ隨意事務トシテイロ々々ノコトヲ經營スル近頃
殊ニ社會事業十ドガ地方團体ノ事業中テ最も重
ナル部分ヨクメテ長ツテイロ々々ナコトガ經營サレル、公
設市場ヲ設ケルトカ其他イロ々々新タル仕事が經營サ
レバ、其時、市ト府トノ間、どう云フ境ガアルカ、市デシ
テ宜カラウト恩フコトヲ府デヤツテ居ル、府デヤルナラバ強
イテ市デヤラナクトモ宜ササウダト思フコトガアル、究モ競

筆者有様にて各々思出シタヤウニ仕事ヲスルト云フ傾かアリハシ
ナイダラウカ、又事業ノ取合ト云フヤウナコトガアルノデハナ
イカ、是ハ未だ傳聞ノコトデ間違ガアルカモ知レスガ、ニ京
都ノ錢獄事件ナドヲ聞キマスト矣張リ工業學校ヲ市
テ經營スルが宜ニイカ府テ經營スルガ宜シイカト云フ
風ナコトデ府市衝突、原因ニナツタト云フコトデアル、私根
本ノ面倒ハ茲ニ在レバナイカト思フ例へハ道路茅ニ就テ
モ市内ノ首領ハ市長が管理スルコトが原則デアルノ後
前ハ東京市ノ外ハ國道ト府縣道トハ市内ニ在ル國道下
府縣知事が管理シテ居ツタ、然ルニ市内ニ在ル國道下
縣道トハ極ク僅ナモノデ大多數ハ市道デハ無カロウ
カ、夫ニ拘らず其多數ノ道路一中デ僅ナモノヲ殊更
國道又ハ縣道トシテ府縣知事が管理スルト云フヤウ
ナコトハ大ニ錯雜ヲ來スノデアル、サウスルト只監督ノ
階級ヲ省クト云フコトが假令效果ガアルニシテモソレガド
レタケ事務ノ實質ニ影響有ラ及ボスモデアラウカ私
ハ此点ニ就テハ餘程考慮シナケレバナラスト思フ、サウ云フ
風ミダン々々考ヘテ見ルト、餘程監督ノ階級ヲ省イ
テ事務ヲ簡便ニスルト云フコトハ、利益ニ相違ナ
イケレドモ、ソレノミラ主眼トシテ今日特別ノ制度ヲ
存ヘルト云フコトが果シテ満足スベキモデアラウカ、私、滿
足スキ特別ノ制度デハナイト思フ、此種ノ關係カラ

スレハ軍リ東京バカリテハナリ、大阪京都等ハ勿論或ノ所
謂六大城市、或ハ其以外ノモノテモ寧ロ階級ヲ有イテ
貲ツタ方が便利テ宜シイト云フコトモアル、沿革ヲ見
テモ衆議院カラヨロ々々建議案が出て居ルベシテアルが、
ソレ茅ノ建議案ハ大阪、京都、横濱、神戸、名古
屋等ニ就テモ矢張リ同様ノ趣旨ノ建議案が出て
居ル是ハ成程監督ノ階級ヲ有クト云フコトカラ言ヘ
ハ總テ其通ノコトデアル、ソレナラ更ニ一步進ンデ外ノ市
ニモ及ボシタイ、ト云フ希望モ出ルテアロウ、ケレドモ特別
ノ制度ヲ設ケムトスルノハ決シテ斯ノ如キ簡單ナ趣旨
テナク事務ハ錯亂ヲ防ケ、事業ハ分界ヲ明ニスルト

云フ方ノ考、ヲ基トシテ論ジナケレバナラヌ左スレハ餘
程ノ大都市デナレハ問題ニナラスト思フ私ハ考ヘルト
ヨロデハ今ハ東京市、ダケハ問題ダト思フ、ハマリ府縣
ト肩ヲ並ベテ府縣ノ考スヤダケノ事業ヲ負擔スル
ノカルトヨロノ團体デナレハ決シテサウ云フ特別ノ市制ヲ
立テルコトハ出来ナイト思フ、大阪市ガ今後更ニ大
き達ニタナラハ或ハ同じメウナ必要ヲ見ルカモ知レマセ
ヌト思フノミデアル、若シサウナルト特別ノ制度ヲ立テ
ルニハ斯ウ云フ總テノ点ニ思テ敷シテ軍ニ監督
ノ階級ヲ省クト云フコトデナク事務ノ分界ヲ敷合理
スルト云フ趣旨ヲ主トシテ、東京ノ如キ大都市ハ之ヲ

一、獨立、区劃、府、縣ト引離シテ仕舞フト云コト
ニナラナケレハ徹底的ノ制度ハ立タヌト思フ夫ニテナケレ
ハ制度トニテ趣意ノ一貫シテモノハ立タヌト思フ、然レ
斯ウナルト、一、困難ナ尙題が起ルト云フノハ東京市
カ、府、縣ト相對立シタ一、團体ニナツタルスルト、ソレガ同時
、國人行政區劃デアルトスレハ其行政ノ組織ヲ如何
ニスルカト云フ焉ニ在ル、是か何時モ衆議院ト貴
族院トノ意見が達ツテ、都制案が衆議院ニ於
テハ通ラズ、市制案ハ貴族院ニ於テ通ラヌト云フコ
ト、テ數年、十數年、間行憚ンダ所以デアル、私ハ
其當時ニ於テハドウシテモサウ云フ制度ニスル以上ハ

官選ノ人ヲ以テ長官ニシナケレバナラヌト云フ論デアツタ
然レ私も此頃ハダンク々考が達ツテ未タ、成程府
縣ニ於テハドウシテモ其長タルチハ國家が任命シ
ナケレバナラヌト云フ、ハ府、縣知事、最モ重ナル職權
ノハ統管、掌權、デアル、モウ一つノ重ナル職權、地方
團體ノ監督、デアツテ、是莫ハ國人行政中ノ最モ重
要ナルモノデアツテドウシテモ國人任命シタ人ガヤラナイト
十分ノコトガ出来ナリ、ツマリ地方團體ニ對シテ地方團
體が國家ノ利益ヲ害スルヤウナコトガアリハセヌカト
云フコトヲ監督スルノデ是ハ國家ノ官吏ハナケレバ
ラヌ、蓋察權ニ到ツテ勿論デアル、素ヨ所謂行政

警察官ト云フモノヲドウスルカト云フコトハ別ニ講究スベキ問
題デアリマス、ケレドモ萬葉警察官ハ勿論司法警察
ノ大部分ト云フモハドウシテモ府縣ニ在ル、ソレデ此警
察ノ府縣ニ於ケル首腦ナリ又ハ府縣内總テノ自治
体ノ監督権ヲ行フ知事ハ官吏デナケレバナラヌト云
フコトハ當然ノコトデアル、然ルニ東京ミ特ニ既ニ警
察ハ金ク別ニナツテ居ル、ソレカラ自治体ガ一階級ニ在ル
上ハ自治体ニ關スル監督権ハ只東京市ニ對スルダ
ハモノデアルナテソレハ内務大臣ガ行ヘハヨイ、サウスルト特
別市制トナツテモ其ノ首長ハ東京ニ在リテ、府縣ノ知事
トハ全く性質ハ違ツタモノニナルカラ必シモレ、官吏デナケ
レハナラヌト云フ必要ハ無イコトニカルト思フ、勿論此ノ首
長ハ國ノ行政ヲモ掌ルニハ相違ナイガソレハ實質的ノ行
政デソレニハ夫々準據スヘキ法規ガアル、衛生ノコトデモ
土木ノコトデモ教育ノコトデモ一定ノ法規ニ依ツテ之ヲ
行ツテ行クノデアツテ、程度ノ差コソアレ、今テモ現ニ
自治体ハ皆ヤツテ居ツテ斯ノ如キ種類ノ行政ニ至ツ
ハ必ズ政府ノ任命シテ官吏テナケレハナラヌト云フコトハ
ナシ、私ハ今確免意見トシテ茲ニ斷言シテ申上ゲ
ルコトハ出来スケレドモ私ノ考モダンクク此頃ハ變ツ
テ來テ官吏必シモ情ムヘキモノデハナシ、自治体ニ連次
必ズモ時々カラザルモノナイト云フヤウナ考ヲダニタク

起^{ニテ}未^タ以前^ハ監督目權ヲ強クスルコトバカリ考へタ、
役人ハ善イコトヲスルモノノダガラ監督權ヲ強クシナケレバナラヌ
ト云フ考ヲ有ツタケレドエ是カラ先ハ本當ノ自治
ヲヤラナケレバナラヌカラ監督目權ニ就キモ成タケ自
治体ノ自由ヲ許スト云フ主義ヲ執ルノガ真理
テハナイカト云フヤウニ考ヘルヤウニナツタ、ソレト開聯^シ
テ東京市ノ如キ大都會ノ組織ヲ改ナテ之ヲ一階
級ニシテ場合ニ依^リ察權ト地方自治團體ニ對ス
ル監督權が無イトスレバ公選ノ市長ハ上奏裁可
ヲ經テ任命^シナルノデアルガ其市長ニ任セテ宜イデハ
ナイカト云フ考ヲ此頃起ニテ居ルノデアル、但シ是
ハ未^タ確タル意見トイフ^ニ非^シズ、一研究問題
デアルガ、若シサウ云フ意見が貴族院アタリニ於
同意ヲ得ルコトニキハ特別市制問題解決ハ比較
的容易ニナルト思フ、次ニモウ一つ残ツテ居ル問題
ハ苟^シ東京市ヲツノ獨立シタル府ヲ離レタ團體ニシ
タナカニ、東京府ノ外ノ部分ヲドウスルカト云フ問題ガアル、
此問題^ニ就テモ實ハ名案^ハ無イ、私ハ嘗テ東京
都制案^ニ在リテハ今日ノ都部ダケ、ツノ縣トシテ
残^スト云フ考^デアツタガ、是^ニ對シテハ蛇ノ目縣ト云
フ非難ガアツタ、併シ蛇ノ目郡ノ幾ラモアル、残ツタ

郡部ノ仕事方トシテ一審好イ方法ト言ヘバ之ヲ分ケテ方々
ノ縣、附ケテ仕舞ヘバキレイサツハリデアルガソレハ實
行ガ困難デアラウト思フ、ソレカラ東京市自体ノ區
域、ヲドウ定メルカト云フコトモ併セテ考ヘナケレバナラズ、
新宿ハ既ニ合併ニナツタガ其他品川トカキ住トカ
臨谷トカ市ニ近イ所ハドン々々發達シテ居ル、斯
ウニ云フモノラ市ノ區域ノ方ニ入ヒテ仕舞フコトが出来レバ
一番キレイニ行ク、多分サウナルト思フガ或ハサウデナク
大東京組合ト云フヤウナモニデモスル、ト云フ意見モ
アルヤウデスガ、サウ云フコトハ錯雜デアルカラ東京市、中
ヘレテ仕舞フト云フコトニナルダラウ、サウスルト後ノ始
末が尚難カレイモノニナツテ未ル然シソレハ太公特東ヨ
トニ屬スルカラ先ヅ已ムヲ得ナイカラ今日ノトコロハ千
代田縣ナラキ代田縣トスル外ハナカラウ、ト云アノガ今日
ノ結論デアル、以前ハ或ル事柄ニ就テ組合ヲ設ケレ
ト云フ案デアリマシタケレドモ組合デタルベキ事業ガ
ビレダケアルカ、其邊ノトコロハタタク當ツテ見ナケレバ今
リマセヌが必要ガアルハ組合ヲ設ケルノデアル、サウンテ
大シタ仕事ハアルマイ、ソレデキ代田縣ト云フメウナモ
人ハ何トナク感ジノ上カラニ言フトオカレイマウデアル
ガセ一ヌ」縣ハ現ニ小サナモノデアルカラ、強イテ一縣
トシテイケナイコトハナカラウ、殊ニダン々々發達モスルシ

モウ少シ時勢、進化ヲ待テハ立派ナモニナラウト思フ、
今日此制度ヲ立テルト云フ以上ソツクリ縣トシテ残シ
テ置タヨリ外仕方がナカラウ、サウスルト又組合ヲ
ドウ云フ風ニ組織スルカト云フヤウナ合々進ンダ
問題モ出テ東ヤウガ、ソレハサウ因難ナ問題テハ
ナカラウ、要スルミ私ノ考テハ東京ニ特別ノ制度
ヲ立テルニハ東京全体ヲ引離シテ府縣ノ區域外
於テ獨立ノ團体トニテ行クト云フ所マテ行カナヘ
バカラ又、只ソレハ就テ一省困難ナ問題ハ行政
ノ組織ノ問題テアルソレヲ私ノ今申シタ通り諱
メ附ケテ仕舞ヘ、代田縣ノ問題ナドサウ因難
テ附ケテ仕舞フト云フコトニナレバ利害關係ヲ
及ボスカラ議論ガ多カラウケレドモ其儘ソツクリ存
續スルト云フコトニ對シテハサウ云フ要論ヲ生ズ理
由ハ無イト思フ

大問題デハナイト思フ、京都、郡、人、意、卿、がドウ
アルカト云フコトハ一ノ問題トシテ考慮シナケレバナ
ラヌユト、恩ヒマヌカ、然ニ今之ヲ切離シテ方々ハ
縣附ケテ仕舞フト云フコトニナレバ利害關係ヲ
及ボスカラ議論ガ多カラウケレドモ其儘ソツクリ存
續スルト云フコトニ對シテハサウ云フ要論ヲ生ズ理
由ハ無イト思フ